

# 宇治市公報

宇治市宇治琵琶33  
 発行 宇治市  
 総務・市民協働部  
 総務課  
 電話 22-3141番  
 印刷 宇治市横島町吹前123-4  
 (南山城複写センター)

## 目次

### 条 例

- 条例第19号 宇治市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例……………(人事課) …2
- 条例第20号 宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部を改正する条例……………(人事課) …2
- 条例第21号 宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例……………(建築指導課) …3

### 規 則

- 規則第32号 宇治市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則……………(人事課) …3
- 規則第33号 宇治市職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則の一部を改正する規則……………(人事課) …4

### 告 示

- 告示第105号 市道路線の区域の変更……………(建設総務課) …4
- 告示第106号 市道路線の供用の開始……………(建設総務課) …5

### 公 告

- 公告第57号 物品（パソコン機器類等）の売払いに係る一般競争入札……………(まち美化推進課) …5

### 教 育 委 員 会

- 訓令甲第5号 宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程……………6

### 農 業 委 員 会

- 公告第10号 農業委員会定例総会の招集……………6

## 条 例

宇治市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和4年10月18日

宇治市長 松村 淳子

## 宇治市条例第19号

宇治市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
宇治市職員の育児休業等に関する条例（平成4年宇治市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア（ア）中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

⑦ その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

⑧ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第3号ウを削る。

第2条の3第3号ア及びイ以外の部分を次のように改める。

1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日

第2条の3第3号中イをウとし、同号ア中「がする育児休業」を「が前号に掲げる場合に該当してする育児休業」に、「当該配偶者ががする」を「当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号中アをイとし、同号イの前に次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしよう

とする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4各号列記以外の部分を次のとおり改める。  
育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

第2条の4中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。  
(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。  
第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第7号中「第2条の4」を「前条」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「その」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続き特定職に」に、「当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の」に改め、同号を同条第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対する改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

（掲示済）

宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和4年10月18日

宇治市長 松村 淳子

## 宇治市条例第20号

宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部を改正する条例

宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例（令和

元年宇治市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第4条第4項本文中「もの」を「もの及びフルタイム会計年度任用職員が給与からの控除を申し出たものであつて、任命権者が適当であると認めたもの」に改める。

第14条第4項本文中「もの」を「もの及びパートタイム会計年度任用職員が給与からの控除を申し出たものであつて、任命権者が適当であると認めたもの」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(揭示済)

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和4年10月18日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第21号

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例(平成12年宇治市条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表第3第1号中「第5号」を「第4号」に改め、同表第2号中「当該建築物全体の低炭素建築物新築等計画の認定を申請する場合(当該申請と同時に当該建築物のうち住宅の用途に供する部分(共用部分(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第4項に規定する共用部分をいう。以下同じ。))を除く。)に係る低炭素建築物新築等計画の認定を申請する場合を含む。)に限る。)(第5号)を「第4号」に改め、同表第3号中「場合を除く。)」を「場合を除く。))のうち建築物全体又は住宅の用途に供する部分若しくは非住宅部分」に、「当該建築物全体の低炭素建築物新築等計画の認定を申請する場合(当該申請と同時に当該建築物のうち住宅の用途に供する部分(共用部分を除く。))に係る低炭素建築物新築等計画の認定を申請する場合を含む。)に限る。)(第5号)を「次号」に改め、同表中第4号を削り、同表第5号中「第1号から第3号まで」を「前3号」に改め、同号を同表第4号とし、同表の備考第1項各号別記以外の部分中「第4号」を「第3号」に改め、同項第1号及び第2号中「(共用部分に係る審査を要しない場合は、当該共用部分を除く。))」を削る。

別表第4第4号中「第7号」を「第6号」に、「第8号及び第9号ア」を「第7号及び第8号ア」に改め、同表第5号中「以外の建築物に」を「以外の建築物のうち建築物全体又は住宅の用途に供する部分若しくは非住宅部分」に、「当該建築物全体の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を申請する場合(当該申請と同時に当該建築物のうち住宅の用途に供する部分(共用部分を除く。))に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を申請する場合を含む。)に限る。)(第7号)を「次号」に、「第9号イ」を「第8号イ」に改め、同表中第6号を削り、同表第7号中「第4号及び第5号」を「前2号」に改め、同号を同表第6号とし、同表中第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、同表の備考第1項各号別記以外の部分中「第6号」を「第5号」に、「第8号及び第9号」を「第7号及び第8号」に改め、同項第4号中「(共用部分)を(共用部分(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第4項に規定する共用部分をいう。以下同じ。))」に改め、同表の備考第4項中「第9号」を「第8号」に改め、同表の備考第5項中「第8号及び第9号」を「第7号及び第8号」に、「第8号」を「第7号」に、「第9号ア」を「第8号ア」に改め、同表の備考第6項中「第8号及び第9号」を「第7号及び第8号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(揭示済)

規 則

宇治市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和4年10月18日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第32号

宇治市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則 宇治市職員の育児休業等に関する規則(平成4年宇治市規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条の3の見出しを「(条例第2条の3第3号ウ及び第2条の4第3号の規則で定める場合)」に改め、同条第1項中「第2条の3第3号イ」を「第2条の3第3号ウ」に改め、同条第2項前段中「第2条の4第2号」を「第2条の4第3号」に改める。

第3条中第1項を削り、同条第2項中「別記様式第2号」を「別記様式第1号」に改め、同項を同条第1項とし、同条中第3項を第2項とする。

第5条第2項中「別記様式第3号」を「別記様式第2号」に改め、同条第3項中「第3条第3項」を「第3条第2項」に改める。

第8条第1項中「別記様式第4号」を「別記様式第3号」に改め、同条第2項中「第3条第3項」を「第3条第2項」に改める。

別記様式第1号を削り、別記様式第2号中

Table with 2 columns: Request Content (請求の内容) and checkboxes for childcare leave extensions. Includes rows for request periods and existing leave periods.

を

Table with 2 columns: Request Content (請求の内容) and checkboxes for childcare leave recognition. Includes a note about recognition for the 3rd time after the 2nd time.

	<input type="checkbox"/> 育児休業の期間の最初の延長 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の再度の延長(同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認(既に2回の育児休業(育児休業法第3条1項各号に掲げる育児休業を除く。))を取得した場合のものに限る。)、育児休業の期間の再度の延長、非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業の承認又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業の承認が必要な事情を記入)
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで
	年 月 日から 年 月 日まで
	年 月 日から 年 月 日まで
	年 月 日から 年 月 日まで

に改め、同様式の注書第1項及び第4項中「非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の」を「条例第3条第7号に掲げる事情に該当する」に改め、同様式の注書第6項中「(非常勤職員にあつては、1歳6か月又は2歳に満たない子)」及び「(当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員(当該期間内に産後休暇(宇治市職員休暇規則(昭和26年宇治市規則第17号)第14条に規定する休暇及び宇治市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年宇治市規則第8号)第12条第1項第6号に掲げる場合に与える休暇をいう。))により勤務しなかつた職員を除く。))」を削り、同様式を別記様式第1号とし、別記様式第3号及び別記様式第4号を1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(揭示済)

宇治市職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和4年10月18日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第33号

宇治市職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則の一部を改正する規則

宇治市職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則(昭和41年宇治市規則第17号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号を次のように改める。

(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業(次に掲げる育児休業を除く。)をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である育児休業

第10条第2項第2号中「をしている職員(当該育児休業の承認

に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である職員を除く。))」を「(第4条第2項第2号ア及びイに掲げる育児休業を除く。))」をしている職員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(揭示済)



宇治市告示第105号

市道路線の区域の変更について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和4年11月4日から14日間

令和4年11月4日

宇治市長 松村 淳子

路線名	区間	前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
菟道志津川線	菟道谷下り45番地の1 菟道谷下り43番地の1	前	6.5 ~7.5	14.9	
	菟道谷下り45番地の1 菟道谷下り43番地の1	後	9.8 ~10.0	14.9	
県神社御旅線	宇治壱番138番地 宇治壱番138番地	前	5.0 ~5.2	11.0	
	宇治壱番138番地 宇治壱番138番地	後	6.0	11.0	
神明石塚線	神明石塚54番地の357 神明石塚54番地の549(右)	前	6.0	36.6	
	神明石塚54番地の357 神明石塚54番地の549(右)	後	6.0 ~8.0	35.6	
宇治橋線	宇治壱番138番地 宇治壱番138番地	前	4.9 ~5.0	4.0	
	宇治壱番138番地 宇治壱番138番地	後	6.0	4.0	

宇治2 28号 線	番地 宇治蓮華117 番地 宇治蓮華117 番地	前	3.2 ~7.8	100.0	終点地 番「宇 治蓮華 117 番地」 を「宇 治蓮華 117 番地先 」に改 正。
	宇治蓮華117 番地 宇治蓮華117 番地先				

宇治市告示第106号

市道路線の供用の開始について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和4年11月4日から14日間

令和4年11月4日

宇治市長 松村 淳子

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
菟道志津川線	菟道谷下り45番地の1 菟道谷下り43番地の1	令和4年11月4日
県神社御旅線	宇治老番138番地 宇治老番138番地	令和4年11月4日
神明石塚線	神明石塚54番地の357 神明石塚54番地の549(右)	令和4年11月4日
宇治橋線	宇治老番138番地 宇治老番138番地	令和4年11月4日
宇治228号線	宇治蓮華117番地 宇治蓮華117番地先	令和4年11月4日

公 告

宇治市公告第57号

物品(パソコン機器類等)の売払いに係る一般競争入札について

物品(パソコン機器類等)の売払について、電子入札による一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和4年10月21日

宇治市長 松村 淳子

1 入札により売り払う物品

物品名	物品詳細
ノートパソコン等	ノートパソコン 404台 (NEC、東芝、富士通) 電源アダプタ

※ ノートパソコンは、HDD及びメモリを抜き取り済み。

※ 電源アダプタはノートパソコン約404台相当だが、数量の確認はしていない。

また、ノートパソコンと電源アダプタは必ずしも適合するものとは限らない。

※ 動作検証や故障の詳細等の確認はしていない。

※ 物品は全て中古品で一部故障品がある。

※ 物品は現状引渡しにつき、引渡し後の不調、損傷等についての補償は一切行わない。

2 入札方法

(1) 本公告に係る物品の売払いは、K S Iインターネット公有財産売却システム(以下「官公庁オークション」という。)を利用して行う。

(2) 官公庁オークションは、以下のサイトにアクセスして利用する。入札に参加しようとする者は、紀尾井町戦略研究所株式会社(K S I)が定める利用規約、初心者ガイド等(以下「利用規約等」という。)を熟読しておくこと。

URL <https://www.pages.kankocho.jp/guide>

3 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。

(2) 宇治市暴力団排除条例(平成25年宇治市条例第43号)第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。

(3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体及び当該団体の役員又は構成員となっている者でないこと。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。

(5) 宇治市インターネット公有財産売却ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)及び利用規約等の内容を承諾し、及び順守することができること。

(6) その他ガイドラインに定めるところによる。

4 入札の参加申込

入札に参加しようとする者は、官公庁オークションにより参加申込み等の手続を行うこと。

5 物品の確認

官公庁オークションの画面から物品の詳細を確認すること。

6 入札保証金

(1) 入札保証金の納付は、クレジットカードによる納付のみとする。官公庁オークションにより参加申込みを行い、入札保証金を所定の手続に従って、クレジットカードにより納付すること。

(2) 落札者が納付した入札保証金は、契約保証金に充当する。

(3) 落札者が、11(2)の契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は本市に帰属する。

7 予定価格(消費税及び地方消費税を含む。)

物品名	予定価格
ノートパソコン等	88,000円

8 入札期間等

(1) 入札期間

令和4年11月22日(火) 午後1時から  
令和4年11月29日(火) 午後1時まで

(2) 開札日時

令和4年11月29日（火） 午後1時

(3) 場所

官公庁オークション上

9 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者及び入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とする。

10 落札者決定

入札期間終了後、開札を行い、官公庁オークション上の入札において、その価格が予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札をした者（その者が2以上あるときは、くじ（官公庁オークション上の自動抽選をいう。）により決定した者）を落札者として決定する。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者の会員識別番号を落札者の氏名とみなす。

11 契約

(1) 契約保証金

入札保証金から充当した契約保証金は、売払代金に充当する。

(2) 契約締結期限

令和4年12月9日（金） 午後5時

なお、落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合は、売払いの決定を取り消すものとする。

(3) 契約締結の方法

契約書（2通）に、必要事項を記入し、押印の上、必要書類（本市が電子メール等で送付する契約締結に係る文書において指示する書類をいう。）を添えて(2)の契約締結期限までに問合せ先に直接持参し、又は郵送（特定記録郵便及び書留郵便に限る。）により提出すること（必着）。

12 売払代金の納付

(1) 納付期限

令和4年12月13日（火） 午後2時30分

(2) 納付方法

売払代金の残額（契約保証金を差し引いた金額をいう。以下同じ。）は、本市が指定する口座に一括で振り込むこと。

(3) その他の費用

契約費用（売払代金の残額の振込に係る費用等）、運搬費用、公租公課その他本契約の締結及び履行に係る一切の費用は、落札者の負担とする。

13 所有権の移転

売払物品の所有権は、落札者が売払代金を完納したときに移転する。

14 その他

(1) 市長は、売払物品について契約不適合責任を負わない。

(2) 売払物品は、経年による劣化及び使用による損傷等が複数箇所存在すること等を十分理解した上で入札すること。

(3) 1から14までに定めるもののほか、宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）及びガイドラインに定めるところによる。ガイドラインは、本市ホームページ及び官公庁オークションから閲覧することができる。

なお、1から14までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて市長が一部を変更し、又は追加する場合があります。

問合せ先 宇治市人権環境部まち美化推進課

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶3番地

電話番号 0774-20-8692

(揭示済)

## 教育委員会

### 宇治市教育委員会教育長訓令甲第5号

宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和4年9月30日

宇治市教育委員会

教育長 岸本 文子

宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程

宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程（平成2年宇治市教育委員会教育長訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2項第16号中「産後8週間」を「産後1年」に改める。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

(揭示済)

## 農業委員会

### 宇治市農業委員会公告第10号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により、第29回宇治市農業委員会定例総会を、次のとおり招集します。

令和4年11月4日

宇治市農業委員会

会長 吉田 利一

開会日時 令和4年11月7日 13時30分

開会場所 宇治市役所 8階 大会議室

- 付議事項
- 1 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について
  - 2 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
  - 3 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
  - 4 専決事項の報告
  - 5 その他